広報伊方町

発行人 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 伊方町総務課
印刷所 尾上印刷所 八幡浜市天神通 電話91番

町長、町議選挙

投票は4月30日

町議定数は18名に

四月に行なわれる統一地方選挙は、昭和二十二年四月に新しい地方自治制度に基づく、市町村長、地方議会議員の選挙が行なわれてから、第五回の選挙になります。

伊方町は合併当初より議会議員の定数は二十六名でしたが、今度の選挙から十八名に減員され選挙されます。また町長選挙については統一選挙による、無効票を最少限にすること及び投票の簡便さを目的とした記号式投票によって行なわれます。

私達はこの大切な選挙にのぞんで、明るい町づくり、国づくりのために、公正明朗な選挙を行ない真に立派な人物を私達の代表に選びたいものです。

従来の選挙をふり返ってみますと義理や人情にからまれたり、感情におぼれたりして、公明な選挙が行なわれたとは言い切れません。公正明朗な選挙で、代表を選び地方自治の発展をはかっていきたいものです。

開票は五月一日

こんどの町議、町長選挙の日程は、次のようになっています。

4月23日	選挙期日の告示
	立候補届出受付開始
	不在者投票取扱開始
	補充名簿調製現在期日
	補充名簿の登録申請受付開始
4月24日	基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿閲覧開始
	補充名簿登録申請しめきり
4月25日	公営施設使用の個人演説会開始
4月26日	立候補届出受付最終日
4月28日	補充名簿確定
	補充立候補届出受理期限
4月29日	不在者投票取扱最終日
4月30日	投票
5月1日	開票

投票時間

朝七時から夕方六時まで

投票は投票日にそれぞれの投票所へでかけて、自分で投票するのが原則です。

投票所で投票できるのは、朝七時から夕方六時までにきまっているからこの時間以外には投票できない。

しかし有権者の中には町外に仕事をもっているなど、いろいろな事情で当日投票所で投票できない人たちの一票がムダに捨てられることのないよう特に設けられている不在者投票の制度です。

補充選挙人名簿

選挙権があっても選挙人名簿になまえがのっていないと投票できない！

選挙管理委員会では、毎年九月十五日現在で、基本選挙人名簿を作ってそして選挙のあることに、補充選挙人名簿調製現在期日において、その日まで引続き過去において県知事選挙、県議会議員選挙と、補充名簿が二回調製されています。

それで今度の町議、町長選挙の補充名簿に登録されるためには、二十三日以前から継続して、市町村の区域内に住所を有しなければおいて日本国民で年令二十才以上満了するから、昭和三十八年一月なりません。

三月の期間は四月二十三日で

保育所長には古田一郎氏が任命されました。

また川永田に隣保館が出来ました。この隣保館活動は今後次のような事業、行事を主な内容としています。

生活相談所（心配ごと相談）青少年の不良化防止対策、結婚式場婦人学級、老人クラブ活動、料理ミシン、編物等各種講習会の開催及び技術習得、農繁期の季節託児所、内職のあっせん、病人の看護青少年の不良化防止のための宗教講座、乳幼児の保護育成となっています。

また遠藤七郎氏が隣保館勤務に任命されました。

加周保育所は一〇一坪、工事費四〇〇万円で井上建設が、また隣保館は六二坪、二七三万円で阿部建設がそれぞれ施行されました。

知っておきたい 選挙運動

1、選挙運動のできる期間

立候補の届け出のあった日（立候補届けが有効に受理されて候補者となったとき）から選挙の期日の前日までです。したがって立候補前の運動は、事前運動として禁止されています。

2、文書図画の頒布の制限

選挙運動のために頒布できる文書図画は、次の範囲内の通常はがきだけで、これ以外はいっさい禁止されています。

使用される枚数は

町村長	一五〇〇枚
町議会議員	五〇〇枚

また、ポスターは次のとおりです

町村長	五〇〇枚
町議会議員	五〇〇枚

ポスターは長さ四一糎、幅三〇糎以内で当該選挙管理委員会がする選挙管理委員会の検印をうけなければなりません。

3、戸別訪問の禁止

何人も選挙運動のために戸別訪問をすることができません。

いかなる方法をもっても、選挙運動のため次の行為をすることは常用いられる程度の菓子ならびに選挙事務所において食事するため提供することができる弁当を除きいっさいの飲食物の提供は禁止されています。

一、戸別訪問とみなされます。

二、戸別に演説会の開催や、演説を行なうことについて知らせること。

二、戸別に特定の候補者の氏名または政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

4、飲食物の提供の禁止

選挙運動に関し、湯茶および通

5、第三者が主催して立会演説会を開催することの禁止

従来までは婦人会、青年団などが主催して立会演説会を開くことができたのですが、昨年の改正で選挙管理委員会が主催する立会演説会以外はいっさいできないことになりました。

（町議会議員の立会演説会は、開くことができません）

6、その他

有線放送施設を利用しての選挙運動はいっさいできません。

法律というものは知らなかった知っていればそんなことをしないではすみません。

各人一人一人が勉強して、それを守って、りっぱな選挙をいたしましょう。

＝記号式投票とは＝

伊方町長選挙投票

注意

一、投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつけること。

二、○のほかは何も書かないこと。

伊方町選挙管理委員会之印

○をつける欄	候補者氏名
	甲野一郎
	乙野花子
	丙野二郎

かならず投票いたしましょう

旅行する人などには

不在者投票

不在者投票をするためには、次のどれかにあてはまる理由がないといけない。

①投票日に町外で仕事をしなければならない人

②やむを得ない用事で旅行または町外に滞在しなければならない人

③病気やケガで投票所へ行けない人（病院や国立保養所などに入院中の者、指定病院は八幡浜市西宇和郡では市立病院と三瀬病院）

④妊娠していて投票日の前後が予定日で投票所へ行くことができなくなるかもしれない人

⑤監獄や少年院にいる人

⑥投票日までに転出しようとする者

それで必ず補充選挙人名簿の登録申請を、そして基本名簿にもれていないかを今一度役場で確かめて下さい。

もれていたら補充選挙人名簿の登録申請をして下さい。補充選挙人名簿の登録申請は四月二十四日までです。

川口町長任期満了

川口前町長

川口町長は昭和三十四年、合併後二代目の町長として就任以来、町の行財政に献身的な努力を重ねられ、数々の業績をのこされて、三月三十日任期満了により退職されました。

今後いよいよ御健康で御活躍されますことをお祈り申上げます。

御挨拶

川口寛之

陽春温かい日射しに万物忻々と栄に向う良い季節と相なりました。各位にはますます御清祥のことと存し上げます。

三十四年以来四カ年の間には大小の過誤を犯しながら茲に任期を迎えることが出来ますことは一重に町議会始め各位の御指導御援助の賜と深く感謝いたします。

将来ますます伊方町が平和で明るく住み心地の良い町になりますように、町行政が円満に伸展いたしますように念願いたしまして御挨拶といたします。

おまちどうさま！

保育所 加周 隣保館 川永田 共に完成

【写真説明】
(上) 川永田隣保館
(下) 加周保育所

長年の要望であった加周保育所が開所されます。

加周保育所は、昭和三十六年四月、へき地保育所として発足し、今年度から正規の認可保育所となり、六十名を収容育児することになります。

出火御見舞の御礼

過日の出火に際しましては、消防団の方々をはじめ、みなさまたには、早速お馳せ付け消火にお尽力され、かつまた多くの方々から温情こもる御見舞の数々をいただき御礼の申しあげようもございません。早速拝顔の上お礼申し述べるべき筈のところ、取敢えず紙上をもってお礼かたがたごあいさつ申しあげます。

伊方町川永田
篠川万衛

引揚者国債の請求は五月十六日までに

引揚者給付金又は遺族給付金の請求は（改正法該当者等を除く）昭和三十八年五月十六日までに現住地の市町村役場に請求書を提出しなければ時効となって「引揚者国債」が受けられなくなりますから次の者は早く市町村役場に相談して下さい。

引揚者給付金請求該当者

（一般引揚者）

① 終戦時まで引続き六カ月以上外地に生活本拠のあった者で終戦後わむを得ない理由で本邦に引揚げた者

② 終戦時まで引続き六カ月以上外地に生活本拠のあった者で〇連参戦による影響により昭和二十年八月九日以後本邦に引揚げた者

③ ①②の引揚者の子で終戦前八カ月以内に外地で出生し〇連参戦後又は終戦後本邦に引揚げた者

④ 終戦時まで引続き六カ月以上外地に生活の本拠のあった者又はその者によって生計を維持している家族で終戦前内地の学校、病気療養、出張、病気見舞等の用務で本邦に滞在中終戦によって外地に又は応召し終戦後本邦に復員したもどることができなくなった者

⑤ 終戦後引続き外地に残留することを余儀なくされた者（昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引揚げた者）

⑥ 昭和十六年八月一日（旧蘭領東印度諸島、旧英領マレー半島、英領ボルネオ）昭和十六年十二月八日（フイリツピン諸島）昭和十八年十月一日（南洋群島）まで引続き六カ月以上外地に生活本拠があった者で終戦後わむを得ない理由で本邦に引揚げた者

⑦ ⑥の引揚者の子で昭和十六年八月一日（旧蘭領東印度諸島、旧英領マレー半島、英領ボルネオ）昭和十六年十二月八日（フイリツピン諸島）昭和十八年十月一日（南洋群島）まで引続き六カ月以内に外地で出生し今次大戦開戦前又は大戦中に日本国政府の要請に外地に生活の本拠のあった者又はその者によって生計を維持している家族で終戦前内地の学校、病気療養、出張、病気見舞等の用務で本邦に滞在中終戦によって外地に又は応召し終戦後本邦に復員したもどることができなくなった者

⑧ 終戦時まで引続き六カ月以上外地に生活の本拠のある者で終戦後わむを得ない理由で本邦に引揚げた者

⑨ 終戦時まで引続き六カ月以上外地に生活の本拠のある軍属（満洲、朝鮮、台湾、樺太地区は昭和二十年二月十五日まで、中国地域は昭和十九年八月十五日までに南方諸地域は今次大戦開戦前に外地に渡航し（臨時的な勤務者を除く）又はその者によって生計維持されていた家族で終戦後本邦に引揚げた者

⑩ 昭和十六年八月一日（旧蘭領東印度諸島、旧英領マレー半島、英領ボルネオ）昭和十六年十二月八日（フイリツピン諸島）昭和十八年十月一日（南洋群島）にあった者で今次大戦に関連する事態により本邦に引揚げることを余儀なくされた後外地にある間昭和二十年八月十四日まで又は引揚げ途中に死亡した者

⑪ ①より⑩までに該当する者で昭和三十一年三月三十一日までに死亡し死亡時の平令満二十才であった者

⑫ 日本政府の要請又は命令により外地に生活の本拠を持るようになった者で終戦後わむを得ない理由で本邦に引揚げた者

遺族給付金請求該当者

【注】次の者の二親等までの遺族（祖父母、孫、兄弟、姉妹は死亡時に死亡者と生計同一であった者）が請求します。

⑬ 終戦時外地にあった者で終戦後わむを得ない理由で本邦に引揚げることを余儀なくされた後外地にある間又は引揚げ途中に死亡した者

⑭ 昭和二十年八月九日外地にあった者で〇連参戦により本邦に引揚げることを余儀なくされた後外地にある間又は引揚げ途中に死亡した者

⑮ 昭和十六年八月一日（旧蘭領東印度諸島、旧英領マレー半島、英領ボルネオ）昭和十六年十二月八日（フイリツピン諸島）昭和十八年十月一日（南洋群島）にあった者で今次大戦に関連する事態により本邦に引揚げることを余儀なくされた後外地にある間昭和二十年八月十四日まで又は引揚げ途中に死亡した者

⑯ 昭和十六年八月一日（旧蘭領東印度諸島、旧英領マレー半島、英領ボルネオ）昭和十六年十二月八日（フイリツピン諸島）昭和十八年十月一日（南洋群島）にあった者で今次大戦に関連する事態により本邦に引揚げることを余儀なくされた後外地にある間昭和二十年八月十四日まで又は引揚げ途中に死亡した者

⑰ ①より⑯までに該当する者で昭和三十一年三月三十一日までに死亡し死亡時の平令満二十才であった者

明るい一家

広報かしおり

☆お天気や気温に合わせて、冬着の始末をはじめましょう。純毛ものには虫がつきやすいので、アイロン仕上げをして殺菌してから、お裏をおもてに出してたたみ、防虫剤（樟脳一着に対して十四、五粒）を入れて、一着ずつ新聞紙でカバーをします。新聞紙で包んだままで茶箱か洋服箱に入れるのですが、品名を必ず和のおもてに書いておきます。こうしておけば「あれはどこだったか」と、必要なときに探すのもすぐわかります。

また、編み直しする予定の毛糸のものは、洗ってほどいてから、お裏をおもてに出してたたみ、防虫剤（樟脳一着に対して十四、五粒）を入れて、一着ずつ新聞紙でカバーをします。新聞紙で包んだままで茶箱か洋服箱に入れるのですが、品名を必ず和のおもてに書いておきます。こうしておけば「あれはどこだったか」と、必要なときに探すのもすぐわかります。

☆春先きはほこりがひどいので、五つも六つも荷をあけなくてもすむ始末をはじめましょう。純毛ものには虫がつきやすいので、アイロン仕上げをして殺菌して